

# I. 区画整理

## 1. 盛土の基本的な考え方

### 1-1 土砂流出防止対策及び安定解析

- 区画整理や草地造成において、盛土の安定には十分留意し、盛土高さは10m程度までを目安とする。
- やむをえず想定盛土高さが10mを超える場合や軟弱地盤が想定される場合は、スウェーデン式貫入試験を行い、盛土地盤の確認調査を行うことを基本とする。
- また、盛土を行う場合は、つぎの事項に留意して土砂流出防止対策を十分に検討することが必要である。
  - ・ 区画整理するほ場の土質等を考慮した適正なほ場勾配の検討
  - ・ 表流水の分散や盛土法頭の排水処理の検討（「1-2 畦畔及びせり上げ」を参照）
  - ・ 土質による盛土法面勾配や法面植生・法尻等の検討（「2. 法面の基本的な考え方」を参照）
  - ・ 沈砂池の検討（「3. 沈砂池の検討」を参照）
  - ・ 表流水や湧水処理の検討（「4. その他」を参照）

#### <留意事項>

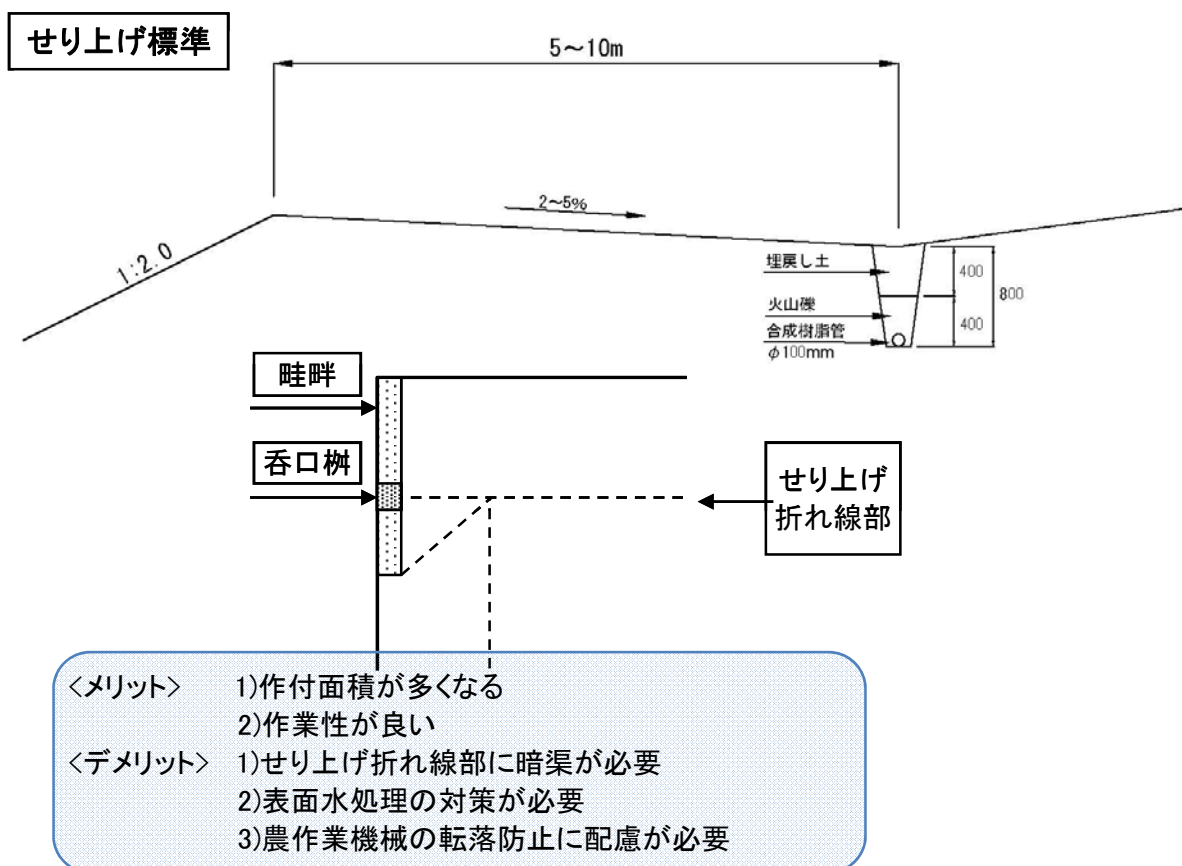
- \* 調査設計時に軟弱地盤が確認された場合、スウェーデン式貫入試験及び安定解析を設計変更で追加する。
- \* 想定盛高10mについては明確な基準に基づくものではないが、土砂流出の影響が大きいことが想定されるため10m以上の盛土については安定解析を行うことを基本とする。



盛高H=10mを超える盛土における土砂流出防止対策の一事例  
—法尻に帯梢段柵及びフトン籠を設置—

## 1-2 畦畔及びせり上げ

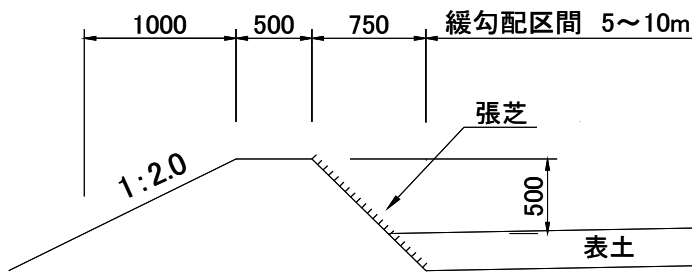
畦畔及びせり上げの標準図はつぎのとおりとし、メリット・デメリットを参考に現場条件を考慮して適宜採用すること。また、呑口柵の設置については、柵の底版や両サイドに表面水が流入しないよう留意する必要がある。



### \* せり上げ設置の注意事項

- 1)過去の実績よりせり上げ幅5~10m、勾配2~5%とし現場状況により決定する。
- 2)湧水処理を行うこと。また、湧水処理は基盤整地後の施工とする。

### 畦畔標準図



### 畦畔設置例①

- <メリット> 1)農作業機械の転落防止を兼ねる事ができる  
<デメリット> 1)作付面積が少なくなる  
2)作業性が悪い

#### \* 畦畔設置の注意事項

- 1) 盛土後に後付で畦畔を造成した場合、表面水等に対してウィークポイントになりやすいため、先付(削取造成)での造成とする。
- 2) 畦畔の先付造成については、特記仕様書や図面等に表示する。
- 3) 畦畔手前5~10m区間で緩勾配区間を設ける。

#### \* 共通する留意事項

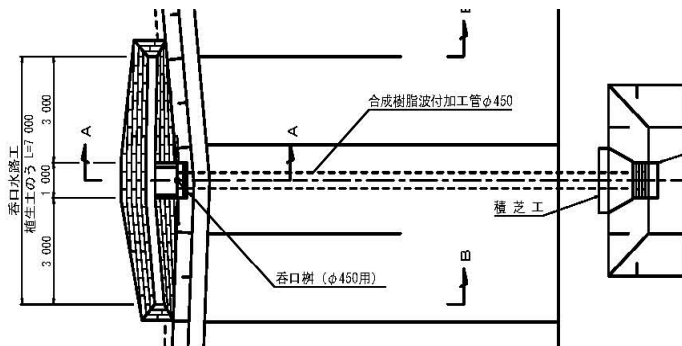
- 1) できるだけ地山に近い場所で表面水を沈砂池へ導く。
- 2) 高盛土となる場合、小段の設置、盛土内の水抜き対策等を検討すること。
- 3) 表面水処理に必要な呑口柵設置にあたり、植生土のうや流入路により確実に柵へ導くよう注意すること。



### 畦畔設置例②

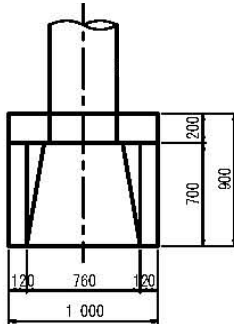
呑口柵参考図

例1(柵タイ)

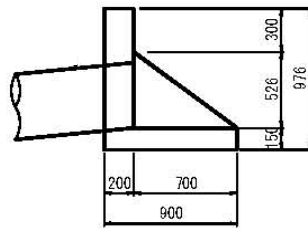


柵タイプ設置例

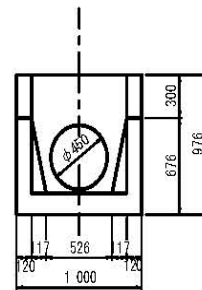
平面図



側面図



正面図

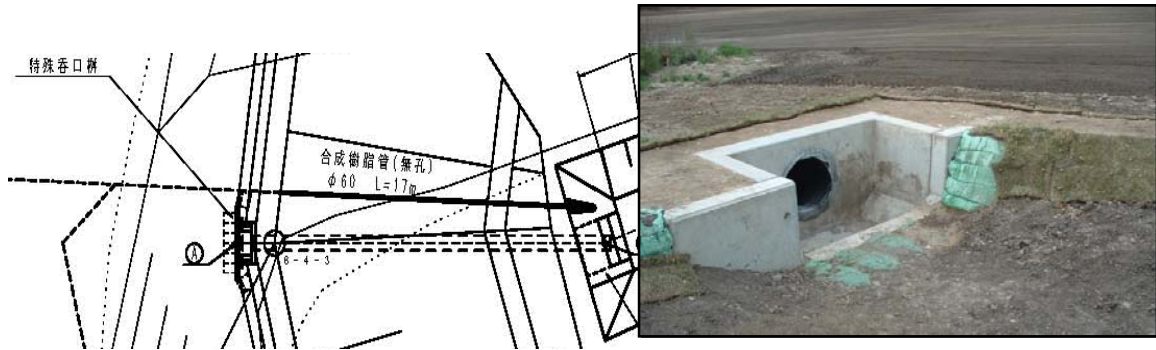


施工費: φ450型~30,300円/個  
φ600型~67,400円/個

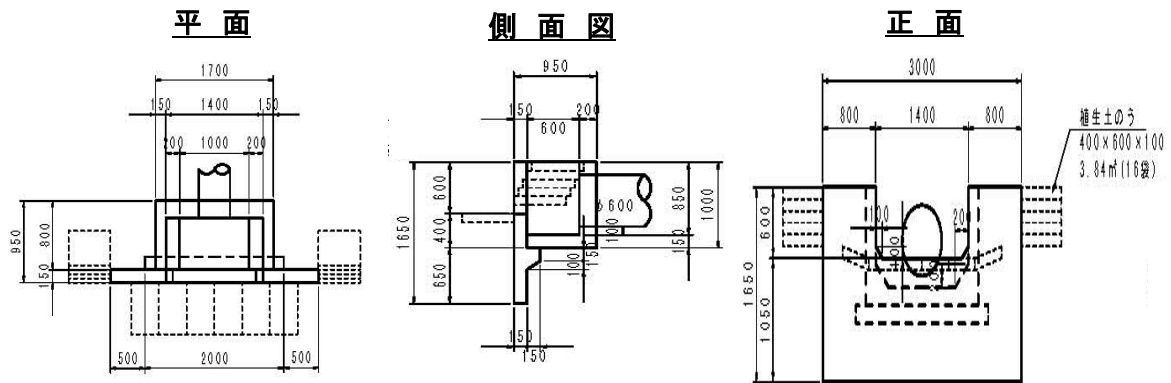
※H20積算より直接工事として算出  
※資材費及び設置費込み

メリット : 施工費が安い  
デメリット : 止水壁がないタイプのため、  
底面が洗掘されやすい

## 例2(柵+止水壁タイプ)



止水壁タイプ設置例



施工費：φ600型～219,000円/個  
φ450型も同じ  
※H20積算より直接工事として算出  
※資材費及び設置費込み

メリット：前面の止水壁で流入水を遮断することにより底面の洗掘防止が図られる  
デメリット：施工費が高い

### \* 留意事項

- 1) 上記の2例は呑口柵をタイプ別に分類したものであり、導水路等も含めた呑口部の形状については現地条件により選定のこと。
- 2) 上記2つのタイプとも呑口柵の両サイドや底部が流入水の弱点となるため、植生土のうなどを設置して補強対策を図る必要がある。
- 3) 特に、例1のタイプは前面の止水壁がない構造のため、呑口柵前面には植生土のうの設置やシート敷設等の対策が必要となる。
- 4) 例2のタイプの参考図で呑口部への導水路は示されていないが、例1タイプと同様、必要に応じて導水路を設置すること。また、導水路はできるだけ流速を抑制するため、勾配を緩やかにすること。

### 1-3 盛土の管理方法

盛土の施工及び管理方法については、下記を参考として特記すること

「盛土の法先部の転圧は、盛土高にかかわらず、農業土木工事共通仕様書(第19章農地造成4-1の4の(2))のとおり層状転圧により入念に施工しなければならない。また、施工管理については別途監督員と協議すること」など

<補足事項>

- \* 施工管理については農業土木工事施工管理基準の道路土工(路体)に準じて最大乾燥密度の85%以上を基本とするが、規定頻度回数の密度試験は行わず、最大乾燥密度85%以上となる転圧回数を各工区最低1回試験盛土で決定し、転圧回数で管理を行う。
- \* 上記試験費について積算上別途計上はしないが、当面の間1工区最低1回は試験を行い東部管内のデータを収集する。
- \* 盛土箇所の段切りについては農業土木工事共通仕様書の第4章土工3-3路体盛土工の8及び第19章農地造成4-1の3の(8)に準じて行う。



盛土層状転圧状況